

愛知県保健医療局低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県保健医療局が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 工事における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を適用する工事を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格3億円未満の競争入札（政令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に適用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保健医療局長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 低入札価格調査制度を実施する工事は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に第2項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

- 2 割合の算定は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、別表第1に掲げる工事の種類については、予定価格算定の基礎となった別表第1の①から⑤に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。
 - 一 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - 三 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - 四 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 3 特別なものについては、前項の規定にかかわらず10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。
- 4 第2項及び次条第1項に定める額の算定にあつては、予定価格算定の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設局積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内

訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第4条 低入札価格調査制度を適用する入札において、基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする。ただし、別表第2に掲げる工事の種類については、別表第2の工事の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。

- 一 入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合
- 二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合
- 三 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合
- 四 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する工事については、失格判断基準を適用しない。

(最低制限価格)

第5条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、第3条の基準価格の算出と同様とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(入札の執行)

第6条 当該工事を所管する課の課長又はかいの長（以下「所管課長等」という。）は、入札執行前に、入札参加者に対し当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。なお、低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定する場合も同様とする。

2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第7条 工事について前条第2項の入札が行われた場合には、最低価格入札者等の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされな

い恐れがあると認められるか否かについて、次のような内容により、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

ただし、保健医療局長が別に定める場合は、事情聴取、関係機関への照会等は要しないものとするができる。

- 一 第4条第1項による判断
- 二 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）
- 三 手持工事の状況
- 四 手持資材の状況
- 五 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 六 労務者の具体的供給見通し
- 七 建設副産物の搬出予定
- 八 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- 九 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- 十 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- 十一 その他必要な事項

（調査の結果）

第8条 所管課長等は、前条により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1及び様式2）により愛知県保健医療局契約審査会（以下「契約審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

なお、第4条第1項による失格の場合は、契約審査会への報告は必要ないものとする。

- 2 契約審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式3）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式4）により所管課長等に通知するものとする。

（落札者の決定）

第9条 所管課長等は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、速やかに最低価格入札者等を落札者と決定し、落札者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式5）により通知するものとする。

- 2 所管課長等は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降の最低価格入札者等と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 前2項により次順位者を落札者と決定したときには、次順位者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式5）により通知するものとする。
- 5 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札においては、第1項及び前項の落札者及びその他の入札参加者全員に対する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（調査結果等の公表）

第10条 工事について第7条に基づく調査を実施した場合には、当該契約の締結後、その調査結果の概要を公表するものとする。

- 2 工事について前条第2項により最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者と決定した場合は、その理由を公表するものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。

ただし、消費税率に係る箇所は、令和元年9月30日までに引渡しをする工事については、100分の108と読み替える。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

工事の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第2

工事の種類	失格判断基準
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事 （ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

様式1

低入札価格調査報告書

元号 年 月 日

契 約 審 査 会 長 殿

〇 〇 課 長
(かい の 長)

元号 年 月 日に入札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、契約審査会において、その適否を審査してください。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

様式3

出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠	出・欠
賛・否	賛・否	賛・否	賛・否	賛・否	賛・否	賛・否

愛知県保健医療局契約審査会審査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審 査 日 時	元号 年 月 日
開 催 場 所	〇〇〇〇会議室
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
業 者 名	
入 札 日	元号 年 月 日
審 査 結 果	<p>※例 当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされると、判断する。</p>

様式4

低入札価格審査結果通知書

元号 年 月 日

〇〇課長殿
(かいの長殿)

契約審査会長

下記工事について、契約審査会で審査した結果、適合した履行が確保される
と認められる。確保されない

記

1 工事名

2 路線等の名称

3 工事場所

様式5

第 号
元号 年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(か い の 長)

落札者の決定について（通知）

元号 年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、貴社（〇〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

1 工 事 名

2 路線名等

3 工事場所

4 落札価格 金〇〇〇, 〇〇〇円
(入札書記載金額 金〇〇〇, 〇〇〇円)

※ 落札業者へ通知を出す場合は「貴社」、その他の入札業者に対して通知を出す場合は落札業者名「〇〇〇〇会社」を記載する。